



No. 138

平成28年6月30日 発行
吾妻教育事務所
吾妻郡町村教育委員会連絡協議会

「チーム吾妻」

吾妻教育事務所 所長 中村 正



吾妻教育事務所では、5月中旬より学校訪問が始まっています。子どもたちの笑顔や真剣に学ぶ姿に接すると気持ちが弾みます。学校だけでなく、様々な地域関係団体の会議や研修会等にも出席させていただき、いろいろお話を伺う機会をいただいております。

そのような中で強く感じるのは、吾妻は、学校教育においても、社会教育においても、管内6町村それぞれに、伝統や文化、地域の思いがあること、さらには、地域の特性を踏まえた新たな取組も積極的に進められ、それぞれに特色ある活動が推進されていることです。また、人口減による少子化やそれに伴う学校の統合、メディア端末の発達による生活の変化など、課題も様々生じてきている訳ですが、その対策にも地域の特性が生かされ、新たな特色が生まれてきていると考えます。

そして、大事だと思うのは、特色ある6町村の各組織や団体が、「吾妻」として連携し、一体となって取組を推進する仕組みがあるということです。各町村の「成果」や「ノウハウ」を他の町村で生かすこともできます。「英語教育」「特別支援教育」「学校と地域との連携」などでは大いに期待される場所です。この仕組みを生かす「ハブ」となって、吾妻の教育の充実を図ることも、教育事務所の大きな役割の一つであると考えています。

吾妻教育事務所では、本年度も「吾妻は一つ」という6町村連携の下に、スローガンである「吾妻に誇りをもち、共に未来を切り拓ける人づくり」を推進して参りますので、よろしく願いいたします。

扶養手当を受給している職員の皆様へ

【総務係】

扶養手当を継続して受給するためには扶養親族とするための様々な要件を満たしている必要があります。特に扶養親族の所得については所得限度額を超過しないよう注意が必要です。大学生等のアルバイト、配偶者のパート収入等、扶養親族の所得額を常に把握していただきますようお願いいたします。また、扶養親族の状況に変化があった場合には各所属の事務職員に早めに申し出てください。

以下に主な所得についての留意事項を記載しましたので参考としてください。

○所得についての留意事項

扶養手当上の所得は、所得税法上非課税となる所得についても所得として扱います。

(1) 給与所得がある方

原則として月間所得が108,333円以上あると認定取消となります。賞与が支給される場合は支給額の1/12を支給月の翌月以降の各月に加算したものを月間所得として扱います。

(2) 年金収入がある方

向こう1年で130万円以上となる年金収入があると取消となります。遺族年金等の非課税となる年金も含まれます。

(3) 事業所得、農業所得がある方

確定申告をした時点で130万円以上の所得があると取消となります。

事業所得、農業所得は「収入－必要経費＝所得」で計算します。扶養手当上の必要経費と税法上の必要経費は異なりますので、扶養手当の所得と税法上の所得とは一致しません。